

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会 第 2 回～第 4 回における主な御意見

令和 6 年 11 月 12 日
個人情報保護委員会事務局

第2回～第4回検討会における主な御意見

意見募集結果について （課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度以外）	■ 生成AI関係の意見については、何を一番不安に思っているのかを今後より細かく分析することが重要。【新経済連盟・第2回意見】 ■ 中間整理で提案された新しい規制について、前回までは保護サイドと経済団体サイドの意見が真っ二つに分かれていたため歩み寄りが難しいかと思っていたが、意見募集結果を見て、必ずしもそんなことはないと感じた。新たな規制提案について、事業者サイドでも賛成しているところがある。他方、保護サイドでも、導入することには賛成だが、やるならこうしてほしいという意見もあった。したがって、かなりの論点において各論を詰めれば歩み寄れるのではないかと感じた。【森構成員・第2回意見】
意見募集結果について （課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度 関連）	■ 課徴金については、事業者が心配する点、御懸念の点が分かったのはいいことだが、警戒し過ぎではないかと感じた。サイバー攻撃やランサムウェアに身代金を払った方が経済的合理性がある場合はどうかという御意見があったが、それは課徴金の対象にならないと思う。公表された脆弱性への対処が明らかになっているのに、それをしなかった場合でも指導にしかならないし、同じ脆弱性を放置して個人情報情報の漏えいが2回目になっても、現状では課徴金にならないと思われる。また、悪質か否かを評価するのが困難という意見があったが、そんなことはない。特に課徴金の対象になるような極めて悪質なケースは、衆目的一致するところがあり、また相対的な悪質性の比較はできるはず。【森構成員・第2回意見】 ■ 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのか曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】 ■ 現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為によって得た利得が事業者の下に残ることにより侵害を効果的に抑止できない、日本の法制度でも課徴金制度は広く採用されて実効性も期待できる、という専門家の意見に賛同。今後、課徴金制度について、各国で導入されているが、どうして日本では導入すべきではないということになるのかを御説明いただきたい。【主婦連合会・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般）

- どの論点についても、何をどうということから保護するのか、共通認識を持った上でどのような対処が必要なのかを議論していくことが重要。【新経済連盟・第2回意見】
- 中間整理の「その他」で個人情報等に関する概念の整理という根幹の論点があった。その基礎的な議論から固めた上で、各論の議論をすべき。今回の事務局資料の中で、包括的な議論と各論の議論を並行して進めることが示されたが、一個一個議論を深めるための前後関係、基礎的な部分があっおのずと判断基準が明確になる又はその議論が建設的になる部分がある。その辺りの関係性や前後関係といった部分をより配慮して進めていただきたい。【若目田構成員・第2回意見】
- 個情委の個別の法執行においては、基本方針に紐付けて議論をするのは難しいかもしれないが、大きな基本方針があって、それを踏まえて執行方針などを定めて具体的な執行をしていると思われる。この基本方針に照らして全体と部分が調和しているのか、場合によっては基本方針の中身についても個情委でもう少しこういった点を書き込み、それを具体の執行や姿勢に反映していけばうまくいくのではないか。仮に課徴金制度を導入する場合についても、同じような枠付けの議論は当然にあり得る。今後の議論の中で、事務局においては、場面場面において関連する基本方針、あるいはその基本方針の下での個人情報に関連する基本原則といったものの紐付けを示しながら議論していただきたい。逆にそれについて経済団体や消費者団体の方、我々識者と議論をしていくことがさらなる共通の認識を形成していく、近づいていくために重要である。【穴戸座長代理・第2回意見】
- データ戦略あるいはデータの利活用を全体として進めていくことと、その中でも特に重要である個人データあるいは広げて言えば個人に関する情報の保護というものの関係をどのように調整、調和させていくかが、この3年ごとに見直しでの個情法の議論、とりわけ重要な法執行手段をめぐるこの検討会の主たるアジェンダ、課徴金制度をめぐる議論において重要な論点である。この検討会の設置の目的、あるいは専門的な知見・様々な角度から議論を精力的に検討する点で、あまり議論が散漫になり過ぎてはいけない。【穴戸座長代理・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般） （つづき）

- 利活用については法目的に明確に記載されたが、現状課題をどう捉えるのか、もう少し分析があってもよい。【新経済連盟・第2回意見】
- データ利活用において、プライバシー、個人情報の保護をした上で利活用が進むことに反対するものでは全くないが、その中で日本は先進国として高いプライバシー保護を持った上で進んでほしい。【主婦連合会・第2回意見】
- 消費者はどこに不安があるのかという御質問があったが、不安がきちんと説明できなければ、それは取り上げるべき不安でないということではない。消費者に分かりやすい説明、仕組み、透明性が確保されていないために、不安が高まる。分かりやすく説明していただくことによって、不安がどこにあるのか分かってくる。【主婦連合会・第2回意見】
- プライバシーが守られつつ利活用されるのが理解できるよう透明性を高めることに技術を傾けていただきたい。個別の不安を潰すことよりも、まずは透明性を高め、何が行われているのか消費者が理解できて、その上で、EUやアメリカのように個人の権利が尊重されるべき。【主婦連合会・第2回意見】
- 不安の有無よりも、その人がどう納得して、良いか悪いかを決められるという仕組みになっていけば、個人個人で考え方が違って、自分のデータに対する扱いを自律的に決められることが保証されていけば不安は解消されると思う。【主婦連合会・第2回意見】
- 経団連として個人の権利利益の保護をないがしろにすることは絶対にない。データ流通、連携・利活用を図るためにも、プライバシーとセキュリティがあって初めてトラストが確立され、フリーフローが実現すると確信。経団連が消費者の方の御意見を伺うことなく、勝手にデータ利活用を進めようとしているイメージがあるならば、全面的に否定する。【日本経済団体連合会・第2回意見】
- 個人情報法が何を保護するものか明確でないとの意見があるが、「個人情報の保護に関する基本方針」において個人情報法の基本理念に関する解釈が繰り返し示されており、また、少なくとも個人情報法が「プライバシー」を保護するものであること、個人情報法が保護するものが憲法13条の「個人の尊重」原理の実現と関連したものであることが示されていると思う。今後の議論はこの点を確認しながら進めていく必要がある。【山本構成員・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般）（つづき）	■ データ戦略全体がこうだから個人情報もこうだということはあると思うが、逆に個人情報がかうだからデータ戦略全体もこうだという方向の議論もあるだろう。個人情報データの中でも重要な位置を占めており、これは利活用側からも保護側からもそうだと思うので、両方向の議論の進め方をさせていただく必要があるのではないか。その際、個人情報に関する専門性が非常に重視されるので、その点を踏まえてここで検討し、データ戦略全体のほうに織り込んでいくという順番には全く問題ないものと理解している。【森構成員・第2回意見】 ■ 委員会と検討会のところには明確にスケジュールがあるが、その下の関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論や、データ利活用の実態・ニーズ把握のところは線だけ引かれていて姿が分からないので、できれば10月半ばぐらいまでに何らかの形でお示しいただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】 ■ ステークホルダーでの検討の場の中に消費者団体が入るのは当然であり、分からないことは相互に確認し合い明らかにしていく場が必要。【全国消費者団体連絡会・第2回意見】
今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）	■ 立法事実がどこにあるか、そもそもそれは法律改正で対応すべき課題なのかといった前提から十分に議論が尽くされていないと思う。【新経済連盟・第2回意見】 ■ 具体的な事例やそれに基づいて建設的な議論を行うことに異論はない。ただ、経済界として強調したいのは、立法事実が重要であるということ。現行の法制度で足らざるところ、課徴金がないがゆえに、エンフォースメントが十分ではない、効果がない、法目的が果たされないという点を明らかにした上で、具体の議論に入るのが本筋ではないか。まずは立法事実を明確にお示しいただきたい。【日本経済団体連合会・第2回意見】 ■ この検討会は課徴金と団体訴訟について進め、他のものについては別途議論するというのは賛成。ただ、他に作っていただく議論の場には、関係する方々が参加できるように御配慮いただきたい。検討会の進め方については、エビデンスベースできちんと議論いただけるような順番で進めていただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】 ■ 今後の進め方については、課徴金と団体訴訟についてまずは検討を進めていただきたい。そのほかに重要な論点については個別の議論をしていく必要があり、その中でステークホルダーである消費者団体もしっかりと意見を述べる機会をいただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）
（つづき）

- 議論を積み重ねてお互いの理解を深めていくことで、今回の見直しがよいものになるのではと感じた。率直に意見を出し合いながら、何をしていくべきかについて方向が得られる形に進めばいいと思う。【長田構成員・第2回意見】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのかが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】
- 課徴金を導入するにあたっては実体ルールを明確にしなければならない。経済界からは課徴金を導入するのであればこれぐらい明確でなければいけないということをお願いする必要がある。また、例外をどう定め、額（減額あるいは加算）をどのようにするかが条文ごとに違ってくると思う。それらを明らかにした上で反対なのか、賛成なのかという議論をしなければいけないので、次回以降はそうように進めていくべき。【中川構成員・第2回意見】
- 破産者の個人情報を開示している件を何とかしたいというのが一つのきっかけなのであれば、行政法の観点から見ると最初にやるべきことは課徴金ではなく、行政処分をどうやって守らせるかということ。それに対する強制執行、たとえば間接強制などの検討ではないか。それから、ウェブサイトの管理者に「あなたは個人情報保護違反の人を助けているということを分かってやっているのですね」ということを確認した上で、第三者命令をする、それに対して強制執行をかけるといった点をまず議論するのが筋。その上で、繰り返した同じことをやるのを予防するのが課徴金。命令を守らせるために課徴金をかけるという話ならば、それは本日のテーマとは違い、間接強制という強制執行の話。その辺りの整理も必要。【中川構成員・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

監視・監督活動及び 漏えい等報告について

- 漏えい等報告をどう活用するのかについて、いくつかのフェーズがあるということで理解したが、事業者からするとその効果が見えないというのが一番大きいと思う。ある企業で問題が起きたときに、幹部がいろいろ聞き出して現場の対応ができないということがあった。それに近いことが企業との間で起きている。そういうつもりはないとの話だったが、我々が企業にヒアリングをしている限り、実態は異なる。【新経済連盟・第2回意見】
- 法26条1項（報告）は、同条2項および法3条とセットで解釈されるべき。法26条2項は、個人（消費者）の権利利益の実効的保障と関連したものとする。そうであるならば、漏えい等報告を議論する場合は、2項（本人通知）をどのように考えるのかもあわせて議論する必要がある。【山本構成員・第2回意見】
- 事案に関して、適切な安全管理がなされていたのか、あるいは悪質な対応であったのかについて評価する立場にないが、IT業界を担っている皆様方どういう御苦労があるのか教えていただく機会があれば、ぜひ教えていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 安全・安心な環境であるかというのは、消費者は分からないことが多いので、企業がどのように取り組んでいるのか、適切な事業を営んでいる企業の水準に比してどうなのか、自分の個人情報がどのように利用されているのかを知りたい。透明性の確保や開示、利用停止、削除を実効性のあるものにしてほしい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 企業が尽力していても苦渋の決断をしなければならない場面や、適切な備えをしても大変困難な状況に陥る可能性がある。それでも、都度バージョンアップを図っているという取組について知りたい。個人情報を提供する消費者は、企業が危機に対してどのように備えているのかを教えていただかなければ議論はできない。同時に、十分な備えをしていないケースもあると認識している。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 色々な方の御意見があり、グラデーションの幅が非常に大きいと感じた。実態に対する御理解や法律に対する御理解が様々なので、何が正しいというよりも、その方々がこうだと思っていることに関して申し立てているのだろう。ただ、その部分の差分をより実態に合わせて近づけていかなければ議論が進まないと思う。特にサイバーセキュリティに関しては、消費者の方々を含めて今の実態を御理解いただくことは非常に重要だと思っている。【日本IT団体連盟・第2回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）における受付状況等について

- 不正取得の苦情件数は意外と少ないと感じた。【新経済連盟・第3回意見】
- この手の情報はPDCAをどう回すかというのがとても重要であり、ある種宝の山。あっせんして企業につないだ案件が、本来はそもそも企業に直接やってもらってもよかったケースなのか、そうではなく本当に企業に言っても対応しないので来たものかという分類だとか、またあっせんして即応されたもの、されなかったものとか、もしくは苦情主の事実の誤認や、説明によって解決したもの、悪質なので監督の方にトスアップしたものなど、そういったものの分析について、ある程度定量的なものとか、類型化、詳細化を含めて、検討いただきたい。そういった情報は議論の素材として貴重。【若目田構成員・第3回意見】
- 寄せられた相談について、データを消してくれとは言わないが、企業側・事業者側に一定の理があるものに関しては何らかの分類をしていただくか、苦情以外の分類にさせていただく、あるいは結果などを少し明示していただいて、適正な処理が直ちにされているものがこれだけあるというようなことを統計的に示していただけるとありがたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 消費者が法令を理解せずに相談していて、適法にちゃんと権限があってデータを保有していたり、あるいはほかの法令で保持が義務づけられていたりすることはあるのだろうが、他方で、消費者がどのような受け止め方をしているのか、消費者の主観でどう感じているかということは、それは記録上意味のあることではないか。さらに法制度に対するインプリケーションにもなり得ることなので、理があるかどうかということよりも、消費者の言い方をベースに記録していいのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 実際に被害に遭われた方は、自分の名前や個人情報が使われ続けることが最大の懸念。名簿事業者に対する対応の中で、きちんとした追跡調査というのができて、そこを止めることができるようなことも考えていかないと、幾ら経っても一度漏れてしまったものが止まらないというようなことにつながりかねない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

■ 課徴金制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般)

- 経済団体としても個人情報保護法がしっかりして、皆さんにとって安心ができて、データの利用ができるという姿が望ましいと思っている、そこを目指すべきだと思っており、であればこそ、ちゃんと丁寧に議論をしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 守るべきものが何かというのが重要だと思っている。制度だけつくって仕組みが守られるわけではないし、課徴金があるから防止に本当に結びつくかどうかさえ今のところ分からない。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 事例の紹介と現行法の限界と今後の検討の方向性という形でまとめてあるが、事例の紹介から現行法の限界の理由付けが一足飛びになっており、その分析がまだまだ。そこがきっちりしないと、全体の執行という全体像の中で何が課題になっていて、何を目的に何をしようとしていてどんな効果が見込めるのかという道筋が見えない。そのような中で、いきなり具体的に法律にした場合にはこういうことですよという各論に入ってしまうとおかしなことになってしまう。【新経済連盟・第3回意見】
- 制度を入れてやったつもりになるより、きっちりできることをやってその効果を確認して、それを制度化していただきたい。慎重に立法事実と中身の分析を重ねていただきたい。そこをないがしろにしてつくった制度というのは、結局空振りするだろう。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 具体的な事案の説明から入ったことで、悪質なもののイメージができた。ランサムウェアに感染した、というようなものは対象とならない。これらの類型を見るとやり得があるということが分かる。また、刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうか分からないもの。悪質な事案は何なのか、やり得とはどういうものなのかということは、今回の資料においてきちんと説明いただけたと思う。【森構成員・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般) (つづき)

- 企業として心配があるのは理解。デジタル社会は、現在進行形で進展しており、企業、消費者、両方の立場にとって先が分からず、同様の思いがあると思う。漠然と不安を持つよりも、どのようなケースが課徴金の対象となるのかなど、現時点で予測可能な範囲で、各分野の御専門の方々の英知により具体的な課題について検討していただくことで理解しやすいものになってくるのではないかと考えている。どこまですれば適切か、具体的に検討していただくことが今求められていることだと思っている。こうした方向で今後の議論を進めていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】
- 著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっている。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえると思う。悪質な違法行為から得た利益を剥奪できる課徴金制度の導入は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいことではないか。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者には課徴金を課すことが、なぜ一般の事業者を萎縮させる制度（経済団体の御意見）と捉えられるのか理解できない。課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立つ。詳細な要件設定など、具体的な議論が今後深まることを望む。【主婦連合会・第3回意見】
- フィッシングメールやSNSでの不必要な広告により、誠実に事業を行っている事業者の情報になかなかたどり着くことができない。あるいはたどり着く前に悪質事業者からの情報に引っかかってしまうということは、消費者にとっても誠実に事業を行っている事業者にとっても不利益を被ることではないか。甚大な萎縮効果という表現について、そういう萎縮効果と捉えずに、悪質事業者に対する抑止効果と考えれば、課徴金や差止請求の導入ということは消費者や事業者双方にとって必要なものではないか。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般) (つづき)	■ 悪質な事案そのものに対する執行強化、適切な対応を執ることに経団連として全く異論がないどころか、むしろしっかり執行すべきと考えている。ただし、その手段として課徴金でなければ駄目なのか、さらに課徴金が有効で、かつ、制度導入によって起こり得るデメリットを上回るだけのメリットがあることが示されているかは、別の問題。記載された事案等について、課徴金で対応することが適切か否か、本当に実効性があるか否か、疑問なしとしない。課徴金が唯一絶対無二の選択肢か否か、一步下がって考える必要。いたずらに二項対立を招けば感情的な議論に陥りかねない。【日本経済団体連合会・第4回意見】 ■ 何かグレーなところで悩み、自分たちの行動が萎縮してしまうようなことは、業界団体や、個人情報委も含めて様々な立場、我々のような消費者も含めてルール形成をしていくという努力さえすれば、それは全然問題なく進めていけるのではないかと。課徴金がむやみやたらに出されるということを想定して心配されているのではないかとすら思うというぐらい、経済団体はとても心配しているが、むしろ悪質な事業者を排除していくということからは、とても大切な仕組み。【長田構成員・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (現行個人情報保護法上の監督規定との関係)	■ 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくては行けないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかと。それを一つ一つ確認していくためにも、ちゃんとイメージを描いて、ここに限界があるから、こういう対処をすると効果的だということを理解しながら次のステップに進んでいきたい。そこをもう少し全体像と具体的なものについて、今までの執行の事例に当てはめて確認をしていったほうが、話が前に進むのではないかと。【新経済連盟・第3回意見】 ■ 現行法上の監督規定について、全体像がもう少し、どういうところにどういうものが多い、ということが課題になっている、ここをもう少し効果的にやる必要があるといった点や、それぞれのレベルでどういう類型が問題になっているのかということが分かると良い。【新経済連盟・第3回意見】 ■ 緊急命令という使われていない武器が今もあるということが分かった。【新経済連盟・第3回意見】 ■ (再掲) 刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうか分からないもの。【森構成員・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (現行個人情報保護法上の監督規定との関係) (つづき)

- 既存ツール（国内・国外への勧告命令）を使い切る必要があるのではないかという議論もあったのではないと思うが、独禁法の課徴金、それから、景表法の課徴金、両方とも立法改正のときに関わったが、どちらでも措置命令が使い切られている必要があるという議論をした記憶がない。措置命令と課徴金は、非金銭的と金銭的というところでパワーが違う。そういった意味で別の手段であり、措置命令が課徴金の既存のツールになるかという、業務改善命令の部分で多少重なる部分がある程度という関係。したがって、措置命令が十分使われているか、いないかということが課徴金の導入に関係してくるかという、そこは違うのではないか。措置命令を使い尽くしても課徴金の代わりになるわけではない。課徴金の議論の際に、勧告・命令がたくさんあったということは、結局それだけ違反がたくさんあったということの証拠以上のものではない。また、措置命令の背後に行政指導も多くあり、要するに背後に隠れた違反がある。日本では正式な命令まで行くことはかなり少ないと思われるところ、勧告・命令等の件数を示す資料は、違反がどれだけあるかという資料にはなっても、課徴金が要らないという資料にはならない。どのように措置命令を使うかということと、抑止のために課徴金が必要かというのは次元の違う話なので、関連させる必要がない。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 課徴金を課す前に、そもそも適切に使われていない個人情報、事業を止めるということが先決。そのために現行制度に足りない部分がないのかということと、そのために必要であれば、個人情報保護委員会の権能をどのように拡張すればいいのかということと、まずもってきちんと事例の分析をベースに検討いただくというのが手順としては最初。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3の9頁目の記述は全ての経済事犯に当てはまるような説明しかされていない。個人情報保護法において何が特徴的なのか、特に直罰規定による対応のところとかは全くほかの法律に置き換えてもよい。個人情報保護法について、なぜこの説明をここでするのかということが全く書かれていない、説明が十分されていない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (現行個人情報保護法上の監督規定との関係) (つづき)	■ 個人情報保護法と課徴金はとても親和的。まず、パーソナルデータをきちんと管理するとお金がかかるため、きちんと管理しない、あるいはうっかりして管理していなかったということになると、安いコストで儲かるという経済的誘因を伴った違反誘引が高いといえる。それから被害回復が非常に困難。一度流出すると元に戻ることはないという意味で、抑止をすることが非常に重要で、事後的な措置では十分ではない。さらに、将来の違反抑止として非金銭的な業務改善命令だけで本当にそれが効くのであれば課徴金は不要になるが、様々な意味で、経験的には改善命令はあまり効果がない。ある会社が改善命令を受けても別の部署でまた起きる、あるいは新規モデルを開発するときに忘れてしまう、措置命令と関係ないということを言われてしまう、組織分割、外部委託等々、ビジネスの動きが激しい中で、業務改善命令があったからといって全社的にきちんとやるかという、なかなかうまく組織は動かない。経営層にこれは非常に困る、抑止しなくてはいけないということを意識してもらうためには、金銭的な違反、損をしたという感覚を持っていただくことが非常に重要。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (国内他法令における課徴金制度との関連)	■ 景表法が改正され、課徴金制度が導入されたが、その後、インターネット取引が盛んになって広告表示をめぐって消費者トラブルが増加したことなどから、景表法において課徴金制度が強化されたことは周知のこと。景表法は全ての事業者には課される制度だが、今に至ってそれによる混乱があるとは聞かない。課徴金制度を導入しているほかの法律でも同様ではないか。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】 ■ 類似の課徴金の制度を入れているものとして独占禁止法とかを挙げているが、独禁法の場合には、独禁法を監督して実際に施行している公正取引委員会の権能が全然違う。彼らは違反事例に関して捜査権限を持っていたりする。そういう体制があってできているようなこともあって、その体制の比較が全くないまま表を出されても、全然理解できない。【日本IT団体連盟・第3回意見】 ■ 犯則調査権限と課徴金は無関係であるという交通整理をしておきたい。直罰規定について犯罪捜査をする権限を行政職員に与えている場合は公取のように犯則調査と呼ばれ、個情委にはそういう犯則調査権限がない。そのため警察、ないしは検察官が刑事捜査を行うという建付けである。いずれであっても、検察官による起訴につなげていくためのもので、課徴金とは関係がない。課徴金は通常の行政調査権限、質問検査権や物件提出命令、報告命令等に基づいてかけるもの。全ての法律がそのようになっている。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (国内他法令における課徴金制度との関連) (つづき)

- 他の課徴金制度を導入している法律は、いわゆる経済法ばかり。個人情報保護法はいつから経済法になったのか。比較する法律自体も間違っているので、きちんと整理をした上で比較を丁寧にしていただきたい。減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。それをこういうところに持つということ自体、ちゃんと法律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ない。一般法だということをきっちり踏み外さないようにしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするということで、経済法でなければ課徴金が入れないということではない。【森構成員・第3回意見】
- 課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。したがって、法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。仮に経済法に親和的だという立場に立つとしても、恐らく経済法と呼ばないのではないかと思われる薬機法や公認会計士法に課徴金はあるし、加算税・加算金というのは国税通則法、それから、地方税法であるが、これも経済法とは普通は呼ばない。それから、地方自治法における5倍額過料もある。いずれの法律も経済法とは、私の語感としては呼ばないと思うが、課徴金、あるいは課徴金相当の制度が入っており、その意味では特に法分野が限定されるわけではない。また、経済法という言葉自体非常に多義的で、あまり確立した語義もない。経済法と一般法というその比較も、違和感がある。言葉に迷って一般法と言われたのだと思うが、経済法というのは政策分野を指しており、経済法とか、社会法とか、産業法とか、そういう言葉を使うが、一般法というのは、反対語は恐らく特別法ではないかと思う。射程がどれだけ広いかという概念で、経済法vs一般法という仕組みだと議論がしにくい。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (外国制度との関連)

- 課徴金制度は比較法的に見るとごく当たり前の制度。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 日本企業のパフォーマンスへの影響を経済界が非常に懸念されているが、グローバルには同じ競争条件で、アメリカのFTCであれ、EUであれ、その他の国であれ、課徴金も含めた違反抑止ということはどの国でもやっている。その中でイノベーションをやっているわけなので、日本企業だけができないというのはよく分からない。また、課徴金のない日本の個人情報保護法の世界がこのまま続くと、日本の個人情報世界は世界の狙い目になるということは必至ではないか。そうすると、せっかく優良企業がコストをかけて個人情報を管理しているのにそれをしない、それは国内の悪質な事業者かもしれないし、海外の悪質な事業者かもしれないが、そういったところにいわば持っていかれてしまう、個人情報をいいように使われて、そして、真面目にやればやるほど結局国内の真面目な事業者が損をすることにもなりかねないということで、いずれの観点から見ても課徴金制度を導入してグローバルに同じ競争条件にしておくことが、日本企業にとってもいいのではないか。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 課徴金の導入については立法事実論もとても重要だと思うが、将来の日本の国際的な立ち位置や、トラストへの影響に関する考慮も重要かと思っている。G7など先進国の多くは課徴金を課していく中で、あるいは課している中で、日本だけがこれを課していないということが、国際的に誤った負のメッセージを送ることにつながってしまうのではないか。要するに個人データの取扱いに関する悪質な行為にも課徴金を課せずに、十分な抑止を執行しない国だという誤ったメッセージを与えかねないという心配がある。【山本構成員・第4回意見】
- 課徴金がないという状態、法執行が弱いという状態は、日本に対する情報の移転も認められない時期も来るかもしれないというぐらい心配しておいたほうがいいのではないか。【中川構成員・第4回意見】
- 新しい制度導入の際に海外の状況を把握した上で導入していることが多いと思うが、課徴金制度についても海外では議論を尽くして既に取り入れている国が多数あるということを伺った。そうした状況で反対する理由が消費者から見てよく分からない。グローバル企業として活躍されている日本の企業にとって、何か日本固有の理由はあるのか。そこが分からないところ。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (外国制度との関連) (つづき)

- 「経団連はグローバルにビジネスを展開する中にあってなぜ反対するのか」というご質問について、経団連で2019年にB20東京サミット、昨年もB7東京サミットを開催したが、G7を構成する各国経済界、事業者、経団連にコンタクトしてくる在京大使館等の政府関係者から「日本に課徴金がないがゆえにデータ移転が起こらない」といったことを聞いたことは全くない。課徴金を入れるか否かのみに焦点が集中しているがために二項対立に陥っているのではないかと。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 消費者の利益を含め本当に守りたいものを議論する際、課徴金導入を目的化し、過度に縛られることによって、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。また、日本企業のビヘービアが欧米のそれと相当異なるにもかかわらず、「欧米で問題ないから日本でも大丈夫」と言い切るところ、得心できない。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- イノベーションがなぜ起きないか、それはまさに企業が考えるべきこと。それは恐らくそもそも個人情報保護とも関係のない別の要因なのだろうと、一市民としては考えるが、課徴金があればイノベーションが起きると言っているわけではなく、日本企業だって課徴金のある海外に行ってやっているのだから、そこでやれていないという理屈になるのかというところが、これはむしろ経済界に説明していただきたい。【中川構成員・第4回意見】
- 課徴金があることで狙われないのではなくて、狙われにくいということは合理的に想像できる。立法するときに具体的な事実があればもちろんいいが、合理的に想定できるリスクを考えるのも立法事実。立法事実という言葉とか、EBPMといった言葉をかなり特殊に使われている印象を受ける。まず、EBPMの使い方が大分違うのではないかなと思うのと、立法事実とは、そんなに具体的な事実があってこれを何とかしようということだけではない。まだ課徴金は入れていないので、入れたらどうなるかというのは、実はやらなければ分からない話であり、EBPMというのはその話。実際に入れてみて、それでどれだけ効果があるのか。もう少し高くしなければ効果がないとか、もっと高くなくても効果があるとか、そういうことを経済的に分析するのがEBPMであって、今の段階でエビデンスを見せろと言われてもないに決まっている。なので、課徴金があれば、無いよりも狙われることが減るであろうというのが合理的に推測できないというのであれば、その合理的に推測できない理由を教えてください。人間の心理として合理的に推測できるのではないかと申し上げている。【中川構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (適正なデータ利活用への影響について)

- (再掲) 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはならないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・第3回意見】
- 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】
- 課徴金の対象範囲をしっかり限定し、額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するような、しっかりと制度設計をすれば、真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為をエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】
- 適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいくつかある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではしてよいと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法でいう競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方がない部分がある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型)

- 破産者マップのような事例は、住所・氏名・電話番号の漏えいとは違い、破産したという情報が出てしまう点や、消すのに数万円のお金を要求される点が悪質である。そして破産者マップは制裁を受けていない。個情委が刑事告発した報道があったが、その後なんの音沙汰もないのは、制裁が刑事司法任せになっているということ。課徴金制度によりその制裁を個情委の中で完結させることに重要な意義がある。【森構成員・第2回意見】
- 重要な規範違反がどこにあるのかというところをきちんと把握しておく必要がある。それが規範のつくり方にもつながってくると考えており、例えば類型1については、第三者提供というよりも、適切でないプロファイリングとその利用が規範に違反しているときちゃんと整理をして考えた上で、なぜそれが防げなかったのかというようなことから規範の在り方をきちんと考え直すのが必要。この件を一足飛びに課徴金に結びつけるのはいかがなものか。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3（課徴金制度の検討の方向性）の参考資料として、違法や著しい違反の事例や類型が、ほぼどの企業であるかが判断できる状態に入っていることを懸念する。さもこの企業が課徴金の対象になるかのような印象を強く持たれる可能性がある。そのようなリスクも含めて資料の作り方には御配慮いただきたい。【若目田構成員・第3回意見】
- 実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないといけないのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 事実確認を十分しないまま個社の例を挙げて、そこにはやり得があったというようなことが言われるのであるとすると、産業界側としてはどんな資料を個人情報保護委員会が出してくるか分からず不安。散々萎縮効果とかいうのを聞かれているが、萎縮している最も大きな理由は不安があるから。その不安というのはこういうことから発生している。一つ一つの会社は声が上げにくいところもあり、ぜひ委員会のほうでは産業界の心情的・感情的な側面に配慮して進めていただきたい。【日本IT団体連盟・第4回意見】
- 事実誤認に基づいて立法事実如何を議論するのは、プロセス的に全くあり得ないこと。「将来的にこのようなことが起こり得るかもしれない」ということは果たして立法事実にあたるのか。事実誤認があれば正した上で、正確な情報に基づいて議論を進めるのが正しい道筋。【日本経済団体連合会・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型) (つづき)

- 現実に返したか、返さなかったかというのはともかくとして、その利得を吐き出させるような必要が生じ得ることが、ここでいわれている類型という意味であって、そういったことが起こり得ること。そして、あくまでもエビデンスベースでないと駄目だから、実際の事案に基づいた作り込みをしていると理解。ここまでなされた議論については全く間違っていないと思われるし、ましてや返金されているから資料から削除しろ、類型1から落とせなどというのは不合理な話。さらに言うと、声を上げられない事業者を代表して事業者団体として声を上げられているかもしれないが、消費者は消費者で全く声を上げられていなくて、さらに言えば自分がどう扱われているかも分からない。なので、採用企業にもしかしたら内定辞退率をばらされたかもしれない就活生のレピュテーションにも少し気持ちを致していただいて、双方シンパシーを持って議論を進められれば良い。【森構成員・第4回意見】
- 個人情報保護委員会としてこういう資料を出すに当たっては、行政上の対応を一定の時点で行い、その一定の時点でピン留めされた文章を発出されている。委員会として、今回この種の議論をする上で必要な資料を出すに当たっては、委員会として1回ピン留めした事実関係に基づいて資料を出すというのは理解できる。他方で、課徴金との関係で経済的利得が残っているかどうかという議論をする上で、やり得であるとか経済的利得が残っているかどうか判断する時点をいつと捉えて議論をするかという問題が次にある。例えば行政上の対応を個人情報保護委員会が取った時点では、当該企業についてつまびらかにしないが、例えば経済的利得は残っていたかもしれないが、その後、返金したということであれば、その後なくなっていることになる。行政上の対応をした段階で既に返金し、あるいは返金の手続を実質的に開始したということであれば、少なくとも行政上の対応の時点ではやり得はなくなる。そうだとすると、それは実は行政上の対応の段階でそういったことまで委員会として書くことが適切かどうかといった問題にもなってくる。課徴金制度を導入するかどうか議論をする中で、例えば今のような重大な個人情報保護法違反、あるいはその疑いがあるような事案において、当該企業がその経済的利得をいわばない自体にする、例えば消費者の被害を回復するということをすれば、そのこと自体を課徴金の減免であるとか、課徴金納付命令を出さないといったことにつながるのではないか。抽象化して類型化されたケースは、課徴金制度を導入する、しないのいわば初手段階の議論として、ある一定の時点において経済的な利得が発生しているのではないかという事例であり、本来的に返金が行われたかどうかということが、課徴金制度の導入、ないしその具体的な課徴金制度の在り方、導入するかどうかを検討する上での作り込みの在り方ということに関わる問題であり、そのレベルまで下りて議論しないと、問題が解決しない。【穴戸構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型) (つづき)

- 委員会が行政上の対応という文書を発出するに当たって、今のようなことまで例えば取り込んで書き込むべきか、あるいは事後的に、例えば返金されましたという事実が委員会に報告があったときには、それ以降については今のような事実も含めて、委員会として、なおこの企業は今後こういうことをしましたのでよかったですみたいなことをホームページ上に掲載するといった問題に関わってくる。これはこの場の議論というだけではなくて、今後委員会において法執行、あるいは法執行に関連する情報の公表の在り方ということにも係る論点。【穴戸構成員・第4回意見】
- 類型に基づくところについて、課徴金で対応することが適切かどうか、本当に実効性があるのかどうかというところは疑問なしとしない。こうした問題にどう対応するか、それをなくすることが重要であり、それは課徴金が唯一絶対無二の選択肢かどうかというところは1歩下がって考えないと、二項対立で感情的な議論に陥りかねない。本当に守るべき法益は何か、それから、それは現行の個人情報保護法や、ほかの法体系、例えば刑法も含めて、それらの下で取り得る措置の執行強化ということで果たして担保できないのか否かという点を検討することが必要。個情法の第1条には新たな産業の創出並びに活力ある経済社会、ということが明記されており、課徴金を導入することによって、この目的を阻害することがないかという観点を踏まえ、慎重に丁寧に議論いただきたい。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 返金については、景表法は返金をするならばその分だけ課徴金を減額する、独禁法は減額しないといったように、考慮する選択肢もしない選択肢もどちらも理論的にはある。返金というのは結局損害賠償であり、過去の違反行為の「後始末」であって、将来に向けての「抑止」とは別の話。そのため、両方かけても構わないし、それを考慮しても構わないという立法政策の問題であり、どちらでもありうる。過去の具体事例を書くときには、返金があったかどうかはとても重要なので、どういう行動をしているかということまで含めて、それを踏まえて課徴金の制度設計をする、しないということを考えたほうがいい。命令をしたときの時点でピン留めするのではなくて、その後のことも含めて考えて、課徴金を有効に機能させるにはどのような細かい制度設計をしていくかということになるので、それも含めて書いていただくのがいい。【中川構成員（ブレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (対象行為)

- (再掲) 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはならないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・第3回意見】
- (再掲) 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】
- 法令違反行為のうち、どれが課徴金の対象として適切かという絞り込みをするにあたり、考え方としては当たり前だが、個人の権利利益の侵害性が高い違反行為であって、違反行為が経済的利得につながりやすい、そういった意味で違反の誘因性が高いものに限ることになるかと思う。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 主観的要件について、一生懸命頑張ったのにうまくいかなかったという場合までかけるかどうかという点も論点。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- (再掲) 萎縮効果というのは丁寧に二つに分けて考えていかなければいけないのではないか。一つは悪質な事業者の悪質な行為についての萎縮効果で、これは一般に抑止効果といえるもので、ある種よい萎縮効果。もう一つが善良な事業者の適法な行為についての萎縮効果。制裁が強いために本来適法な行為をも差し控えてしまう、こちらが本当に懸念されるべき萎縮効果。このように考えると、課徴金の対象範囲をしっかり限定して、また、その額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するというような、しっかりとした制度設計をすれば真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為というものをエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（対象行為）（つづき）**

- （再掲）適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいろいろある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではしてよいと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法という競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方がない部分ある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (課徴金制度の実効性)

- 国外事業者は恐らく指導 1 件だけだと思うので、なぜそこに勧告などができないのかという点もしっかり考えなければ、課徴金を導入したとしても国外事業者に課すということは望めないのではないか。【新経済連盟・第 3 回意見】
- 会社法では外国会社が日本で取引を継続して行うには登記が必要で、その際には国内の代表者を登記事項としているので、国内の代表者がいるはず。よって、普通は外国企業であっても、国内の代表者に対して命令をかけるということで執行は粛々と進むはず。問題はこの登記について、大企業は大分やるようになったかもしれないが、全般的にいうとやっていない。とりわけ、あまりよくない、よく分からない事業者だと、絶対に登記などしない。こういった登記を怠る外国事業者が問題。では、結局国内に登記していないから諦めるのではなくて、ここにこそ権限行使をしてみせるということがとても重要。公示送達ができるので、半年ぐらいかかると思うが、しかし、公示すれば、それは処分が向こうに到達したことになる。そして、措置命令、課徴金納付命令を発出して公表し、外堀を埋める。結局外国にいる会社も日本の個人情報を使って日本で何かビジネスをすることに意味があるわけなので、日本の取引先、日本の消費者が使わないようにするということで、例えばプラットフォームがそれに関わっている、検索で引っかかるとか、あるいは広告を載せるというのであれば、そういったプラットフォームに協力をいただくという形で外堀を埋めていくことが措置になるのだろうと思う。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】
- 本当は違反行為者でないプラットフォーム等に命令ができていいのではないかなと思う。恐らく多くのデジタルプラットフォームと利害は一致していると思われるので、むしろ命令をかけてもらったほうが、速やかに検索から外すとか、あるいは広告を取り止めることがやりやすいと言っただけなのではないか。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】
- 措置命令を出すと、措置命令違反の場合は刑事罰になるので、入国次第逮捕であるという事実をもって、（事業者によるが）日本に入国できないようにするところは多少意味があるという形で、域外適用をやっていくのではないかな。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （課徴金制度の実効性）（つづき）	■ 違反者が所在不明の場合に課徴金は効くのかという点について、新・破産者マップのような事例については、これは二つの側面を分けて考えなくてはならない。まず、当該事例は違法収益をもたらす非常に違反の誘因性が高いタイプであり、課徴金が必要な典型例だと思われるという側面がある。次に、所在が不明であるという側面について、これは別に課徴金に限った話ではなくて、あらゆる行政処分、ないしは裁判も、所在不明な人にどうやって裁判をしたり、行政処分をしたりするか、これは一般的に抱えている問題。なので、それは課徴金の問題ではなくて、所在不明の場合にどうすればいいかという一般論の話。別にいい方法があるわけではないが、基本的にはおとり捜査等刑事捜査で所在解明をやっていくということになり、行政職員でやるのはなかなか難しい。それから、外国ににいるということが分かれば、所在国の当局との刑事当局同士の調査協力を通じて所在解明という対応を行い、その後、所在が分かったということで措置命令、課徴金をかけて、デジタルプラットフォーム等のいろいろな協力を得て外堀を埋めていくということになると思う。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （算定方法）	■ （再掲）実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないといけないのではないか。【森構成員・第3回意見】 ■ 違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法は必要なのではないか。例えば安全管理措置を怠って不要になったコストを価格等に転嫁できるのではないかという考えは全くそのとおり。【森構成員・第3回意見】 ■ 額の算定について、違法収益があるはずだが、計ろうとしても内部の帳簿がないと分からない、報告命令や立入検査をしようとしても全て拒絶されるといった場合にどうするかというのは非常に重要な規定。これは独禁法にも景表法にもあるが、推計する権限を認めないと、真面目に報告した企業が損をし、拒否したほうが得をするという非常に不当なことになるので、この推計規定、ないしは違法収益のみなし規定はとても重要であり、既に立法例があるところ。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (加算・減算規定)

- 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することに賛成。2回やるというのは信じがたいものがあり、それでよいのではないか。また、そもそも悪質事案に限定するということもだが、このような違反行為を繰り返す悪質な事業者に加算する、また、課徴金によって不正収益を剥奪するということは、結局のところ差別化につながるのではないか。消費者団体の意見にもあったが、プライバシーガバナンスを確立してちゃんとしていれば、一線を画した運用ができ、それをしない事業者、コストを節約して法令に対して関心を持たない事業者が制裁されることによって差別化できるということになるのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 違反行為を繰り返す事業者には加算規定の導入をすることで差別化ができるのではないかという御意見に賛同。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】
- (再掲) 課徴金の対象範囲をしっかりと限定して、また、その額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するというような、しっかりと制度設計をすれば真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為というものをエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】
- (再掲) 加算の部分で、アルファを定率20%とするのか、様々な計算パターンを考えて、その事案によっていろいろ柔軟にやっていくのか、これも様々な選択肢がある。額の増減、繰り返し違反による増額、自主通報による減額、返金はどうなのか。返金については、景表法は返金をするならばその分だけ課徴金を減額する、独禁法は減額しないといったように、考慮する選択肢もしない選択肢もどちらも理論的にはある。返金というのは結局損害賠償であり、過去の違反行為の「後始末」であって、将来に向けての「抑止」とは別の話。そのため、両方かけても構わないし、それを考慮しても構わないという立法政策の問題であり、どちらでもありうる。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- (再掲) 減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。それをこういうところに持ってくるということ自体、ちゃんと法律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ない。一般法だということをきっちり踏み外さないようにしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(加算・減算規定)
(つづき)

- (再掲) 経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするということで、経済法でなければ課徴金が入れないということではない。【森構成員・第3回意見】
- (再掲) 課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。したがって、法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (行政庁の裁量)	■ 義務的にかけるのか、それとも、裁量的なのか、かける、かけないは行政庁の裁量でやるとするのか。現在日本にあるのは全て義務的課徴金の制度だが、これは行政法の理論的にも比較法的にもものすごくおかしい。不利益をかける行政処分というのは本来裁量がなくてははいけない。義務的に形式的にやると、過剰になったり、過少になったりする。不利益は慎重に投げなくてははいけないので、裁量を認めるのが行政法理論では当たり前だが、なぜかこれは歴史的経緯があるのかもしれないが、日本では課徴金という義務的なもの、形式的に計算しているものに限定されているが、立法上の選択肢としてはそんなことは全くないということは強調しておきたい。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (適正手続)	■ 言うまでもないが、事前の適正手続、それから、事後の適正手続について、こういう権利保護は相手方に認めなくてははいけない。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

■ 団体による差し止め請求制度及び被害回復制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (団体による差し止め請求制度及び被害回復制度) (全般)	■ 違法な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害は、個人に深刻な被害をもたらしても本人の権利行使による対応には限界があることは現状明らか。団体による差し止め請求制度によって被害をもたらしている行為の停止を求めることができることは極めて重要。資料にあった差し止め請求の流れの図にあるように、まずは裁判外の団体と事業者との協議の段階で業務の改善がなされた場合は訴えの提起に至らないということを踏まえたならば、殊更に濫訴を懸念する経団連等の見解に妥当性を見つけることはできない。建設的な制度導入の議論が今後深まることを望む。【主婦連合会・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (団体による差し止め請求制度及び被害回復制度) (適格消費者団体の活動状況等)	■ 適格消費者団体は不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することが目的。申入れを行うことで規約が明確化され、分かりやすい表示になることで消費者が誤解したり、被害をこうむったりすることがないように業務改善される。それは消費者の利益となることはもちろん、事業者にとっても消費者に対して適切かつ公平に対応できるようになり、結果的に事業者への信頼が高まり有益なことであると考えている。また、新規立ち上げの事業者などが法律や制度について理解不足のケースがあるが、申入れにより規約や運用・サービス内容を見直すきっかけになったケースもある。また、多くは申入れの後の話し合いで解決しており、差し止め請求訴訟に至ることはほとんどない。事業者の方々の濫訴になるのではないかという御懸念は全くない。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】 ■ 適格消費者団体の活動をしている弁護士等は多くは無報酬、少額の報酬で活動しており、私たちとしては頭の下がる思い。適格消費者団体である本協会においても金銭的利益はない。適格消費者団体の活動は利益を目的としている部分は全くないということもお伝えしておく。以上のことは本協会に限らず、ほかの適格消費者団体も同じ。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （団体による差止請求制度及び被害回復制度） （適格消費者団体の活動状況等）（つづき）	■ 消費生活センターやお客様相談窓口などに申出をする消費者はごく一部。申出をしても不満を受け止めてもらえないケースもあり、その場合、被害や不満はそのまま残り、消費者の満足度は下がる。団体訴訟制度は国や自治体による行政処分や行政指導に至るまででない、あるいは行政がまだ気がつかないけれども、実際には多くの消費者が不満に思ったり被害が発生していたりする事案について効果を発揮している。安心安全な社会のために必要な制度である。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （団体による差止請求制度及び被害回復制度） （現行制度との関係）	■ 個人情報委員会の相談ダイヤルを広く情宣し、場合によっては体制を強化することによって、窓口がそこに一つとなれば、特定の企業に複数の苦情があるとか、そういう傾向も分かるのではないかと。何よりも委員会から事業者アプローチをすると、すぐに利用停止をする、もしくは消去する、開示請求に応じるなどにより、ほぼ2～3日のうちに解決するというのが大半。そういったものがほぼ全体のケースであれば、団体訴訟制度そのものの議論の前に今の体制の強化であるとか、逆に企業そのものがそういう形ですぐに解決できれば、その状況を見た上で議論してもいいのではないかと。【若目田構成員・第4回意見】 ■ 消費者団体のほうへの苦情そのものも相談ダイヤルとシェアする、もしくはシェアした結果としての対応の窓口として認定個人情報保護団体のように業界全体の影響力を持っているところにフィードバックする。今の実態、どう解決できるかということと、どれだけの数があるのか、なぜ個人情報保護委員会には相談がしにくいのか、そういったところを量的なものを含めて確認をした上で検討を進めるべきではないかと。しっかり客観的にそういったような数値、ないし状況をつかむべき。【若目田構成員・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （団体による差止請求制度及び被害回復制度） （現行制度との関係）（つづき）	■ 消費者や小規模事業者が直接個人情報保護委員会に申入れするというのが、果たしてどの程度の割合なのかという問題がある。消費生活センターに苦情を寄せている方というのは、統計によると不満を持った方の10%程度といわれている。そうした中で、もっと受付窓口が狭いと思われる個人情報保護委員会のほうで、どの程度それが受け付けられて、そして、それが実効性のあるものとして効果を発揮するのかというところ。そこを補填するというか、それを官民連携して広く実行するという意味では、差止請求の制度というのは非常に有効ではないか。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】 ■ 現行の個人情報保護法制全体として見たときに、委員会が何でもこの種の問題に対応するわけではないというときに、もう一つ必ず出てくるのが認定個人情報保護団体の役割のはず。例えば消費者あるいは消費者団体からの苦情に対して、認定個人情報保護団体のほうで、例えば適正な対応を事業者に対して求めた結果として問題がうまく解決するという世界も、もともとこの法律では想定されていた部分があるが、それは機能しているのかどうか。消費者、経済界、個人情報保護委員会から、認定個人情報保護団体の今の仕組み、苦情の申し入れ等の仕組みがどう見えているのか、聞いてみたい。【穴戸構成員・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （団体による差止請求制度及び被害回復制度） （団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）	■ 今までの差止請求の対象は比較的個人、消費者の方の被害相談から直接的に分かりやすい部分が多いというか、例えば不当勧誘だったり、誇大広告だったり、あるいは契約条項だったり、客観的な情報を入手しやすい部分も多い。今回、個人情報保護法の観点でいうと、事実確認、調査がかなり難しい部分があるのではないかと。我々事業者としてもいろいろ消費者から問合せや質問をいただくが、こと個人情報に関しては、その消費者が言っていることがまず事実かどうかをどう確認するかというところがあり、最終的にはなかなか確認が難しい。特にフィッシング被害にお客様側で遭ってしまっているような場合には確認が難しいといったこともあり、これを差止請求で対応しようとしたときにどうやってやるのか、本当に消費者団体の業務としてなじむものか。最終的に訴訟になるものが少ないとしても、その手前の申入れ活動は結構お互い大変だったりして、場合によっては本当に消費者からの声があるのかと思うようなケースが来てしまったり、何度御説明しても細かいところでのやり取りが続いてしまったりすることもあると認識している。申入れの質を事業活動の改善につなげていくという好循環にするため、この個人情報保護法の分野がなじむのかということが疑問。【新経済連盟・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 被害回復請求に関しては、既に故意、それから、財産的損害が生じているもの、合わせてできるものについては対象になっている。そうすると、残っているのは故意がなくて漏えいしてしまったケースで財産的被害も生じていないものになってくるが、そこについてどういうものを対象にしようとしているのかとても気になっている。お金もうけのためではないと仰っているのは、今そうならないことは認識しているが、もし、被害回復請求が残った故意でない漏えい事案とかになると、それは団体になって、被害が起きていないけれども、きっと精神的損害があったに違いないといって何件掛ける幾らというのが、いろいろな事業者に請求できるようになってしまうということが実現してしまうので、そこは事業者としては非常に不安に思っている。【新経済連盟・第4回意見】
- 事業者が、これから行おうとしている事業についてプレスリリースし、それに違和感を覚える人はたくさんいて、そういうことが差止対象になったりすることはあり得る。特に不適正利用の禁止とか、適正取得義務違反とか、そういう抽象的な義務規定との関係では委員会では法執行しないけれども、消費者としては、それは個人情報法に違反しているのではないかと考える場面というのはいくらでもある。それが差し止めの話。被害回復のほうでは、情報漏えいが典型的な場面かと思われる。現行制度では、なぜか財産的被害が同一案件で一緒に発生していないと駄目で、つまり慰謝料請求だけだと駄目、あるいは故意がないと駄目と言われてしまうと、情報漏えいが外れるので、今回は情報漏えいの場合を想定しているということかと思う。【森構成員・第4回意見】
- 新しいサービスを公表すると、そこで「むむっ」となって、問合せをしてみるかとなってしまうのだと思った。情報漏えいは故意がなく漏えいしてしまった場合、結局、今は報告とか公表をしないといけないので、最大何件の可能性がありますみたいなことをいうと、何件掛ける幾ら請求しようということになってしまうと思い、それはかなり影響が大きいと思った。【新経済連盟・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 特定適格消費者団体の活動を寄附で賄うといってもなかなかそうもいかないと思われる。事業者へのインパクトが大きいという点はそのとおりだが、大量少額被害の場合、被害回復のコストが1人ずつだと被害自体を上回ってしまうため個々の被害者は提訴できない。それが正義にかなっているわけではないと思う。言い方は悪いが泣き寝入りが広く存在してしまっているという状態。被害回復の訴訟を認めれば、一定程度の金額は入ってくる。もちろん一個一個は少額でしかないが、その中で、特定適格消費者団体が2割いただくとか、そうすることによって一定程度の財源にもなるのではないか。差止請求は全く経済的なことと関係しないため、被害回復請求を消費者団体が担当するということは、その財源という観点からも意味があるのではないか。【森構成員・第4回意見】
- 事業者の内部でどのようなことが行われているかということは、消費者は分かるわけがない。そこで不安があるとか、もしかしたらこうかもしれないというような御相談があった場合は、それを端緒情報として個人情報保護委員会と連携するなり、情報収集をする必要がある。申入れをするという段階の前に問合せということもやっており、外から分からない事情がもしかしたらあるかもしれないというような場合には、対象事業者のほうにこういうことがあるけれども、この点はどうなっているか御説明くださいというような問合せをして、その上でさらに申入れをするかどうかということを検討している。そういう中で検討していくしかない。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】
- 規約の中で、故意かどうかは分からないが、個人情報保護法をよく理解されていない事業者もたくさんいる。そういう中で、不当な、本来あってはならないような規約で情報収集をするとか、不適切な第三者提供をするとか、そういうことを故意ではなくやっている、それを規約に書いているというようなケースも中にはあるのではないか。そうしたものは非常に明確なものであり、それについてはおかしいということは申入れができる。これについて消費者から現状相談がたくさんあるかという、そうではない。個人情報というものに対する認識が非常に低い。今回このような形で検討会が開かれ、そして、個人情報の重要性を理解してもらい、例えばそのサイトを利用するときには事前に必ずその部分を見る、そこでおかしいことがあったら、ここに通知してくださいというようなことがきちんと理解されれば、相談というのは増えていくのではないか。
（被害が起きていなくても団体による被害回復請求が可能となり得るという指摘について、）そこは分からない。ただ、被害回復をしたからといって、その利得を、その団体あるいは弁護士がそのまま受け取っているわけではなく、被害に遭った方に対して分配をすることになろうかと思う、全部残るということは想定できない。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】

第2回～第4回検討会における主な御意見

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 例えば消費者団体の方々からすれば、この制度があれば早く言えたと、あるいは委員会がこれまでいろいろ行政指導であったり、勧告であったりされたけれども、もし、消費者の方にこういう権限があれば先に早く対応できた、早く動いて例えば事業者の方に対応していただいたとか、あるいは事業者の方々が対応しないので差止めをして、その結果として被害を防げたのではないか、あるいは結局事業者の方が例えば炎上とか、あまりよろしくない形で止める前に、あるいは止まらざるを得なくなる前に、消費者の方から意見を受けることによって、炎上とかそういう形ではなく、消費者の方から見るとそうなのだ、だから、ここは止めようとか、規約の内容を変えようとか、そういうポジティブなことにつながった例はこれまでも幾つもあったと思う。そういった例にどういうものがあるかとか、それを強化するためにこの仕組みがいいかどうかというようなお話になるのだろうと思うところ、その辺りのファクトが消費者団体の方々や、あるいは委員会が見ていて気づいた例があると、さらに議論が深掘りできていいのではないか。【穴戸構成員・第4回意見】
- 大規模な漏えいがあって、それで現実に被害が多くの消費者の方々に発生しているけれども、事業者の側が対応していないといった事例が、例えばどんなものがあるのか、そういう事例があれば、特定適格消費者団体による被害回復のための制度に意味があるといった内容を議論するための素材として、ありがたい。【穴戸構成員・第4回意見】
- 消費者契約法第41条1項において、差止請求に係る訴えを提起する前に書面により事前に差止請求をしなくてはいけないことになっており、いきなり訴訟することはできない。個情法においてもそうした制度を採れば、適格消費者団体から41条請求が来た場合、差止請求訴訟されるかもしれないということで真剣に検討して、対象行為を止めるさらなる動機を持つことができる。【森構成員・第4回意見】